

人権擁護委員に委嘱されました

10月1日付で、次の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。(敬称略)

再任 片桐 憲昭(山本町) 新任 藤川 和子(山本町)

現在、三豊市には27人の人権擁護委員がいます。

問い合わせ 人権課 62-1121

全国一斉『女性の人権ホットライン』電話相談強化週間

人はみな人権を有しています。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。法務省は平成12年度から悩みをもった女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口を設けています。それが『女性の人権ホットライン』です。

同ホットラインの全国一斉強化週間として、高松法務局並びに香川県人権擁護委員連合会において、女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に対処するため臨時電話を増設し、下記のとおり電話相談を受け付けます。

職場での男女差別やセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力・ストーカー行為等による嫌がらせなどの人権侵害でお悩みの人はご利用ください。なお秘密は厳守されます。

期 間 11月12日(月)～18日(日)

時 間 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

電話番号 『女性の人権ホットライン』 0570-070-810 または 087-821-6181

相 談 員 ・香川県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会所属の人権擁護委員
・高松法務局人権擁護部担当職員

「三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議」が設立されました

市内で活動している各団体が相互に交流し、情報の交換や発信を行うとともに、それぞれの活動を通して、さまざまな分野へ積極的に参加することにより、男女の区別なくすべての人が自分らしく生き生きと過ごせる社会を形成することに賛同していただいた26団体による三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議が10月9日に設立されました。これからのまちづくりや環境問題をはじめ、少子・高齢化などの問題を男女共同参画の視点から考えていきます。

会長・副会長に次の方が選任されました。(敬称略)

会 長 秋山ふみ枝(かがわ男女共同参画推進員連絡会)

副 会 長 米谷希有子(法律講座)

田尾 稔統(香川県男女共同参画学習
アドバイザーネットワーク三豊支部)



構成団体(順不同)

- ・女性フォーラム高瀬
- ・山本町女性フォーラム
- ・翼の会たかせ
- ・三豊市商工会女性部
- ・三豊市豊中町女性会議
- ・和太鼓集団「響屋」
- ・さくらんぼの会
- ・三野町梅の里づくりの会
- ・三豊市子育てボランティアみみちゃん
- ・仁尾町読み聞かせの会「絵本のとびら」
- ・仁尾おどり保存会
- ・仁尾町児童館 母親クラブ
- ・銚おどり保存会
- ・農家女性グループつくしんぼ
- ・三豊市自治会連合会
- ・三豊市生活研究グループ連絡協議会
- ・三豊市婦人団体連絡協議会
- ・三豊市老人クラブ連合会
- ・観音寺人権擁護委員協議会
- ・三豊市食生活改善推進協議会
- ・三豊市消費者友の会
- ・三豊地区更生保護女性会
- ・三豊市愛育会

都市計画区域マスタープラン 見直しの公聴会を開催します

県と市では、平成18年の都市計画法改正を受けて、都市計画の見直しを検討してきましたが、まちづくりの基本方針となる都市計画区域マスタープランの素案については、9月に説明会を開催しました。今回、素案を市民の皆さんに閲覧していただき、その上でさまざまなご意見をいただくための公聴会を開催します。

素案の 閲覧

内容 都市計画区域マスタープラン **場所** 建設課、県土木部都市計画課
期間 11月13日(火)～27日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

公聴会

日時 12月14日(金) 午前10時～ **場所** 豊中第3庁舎 2階大ホール
公述申し出の期限およびその手続

公聴会に出席して意見を述べたい人は、素案の閲覧場所に公述申出書がありますので必要事項を記載して、下記まで提出してください。

提出先 香川県土木部都市計画課 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

提出期限 11月27日(火) 当日消印有効

公述人の選定

公述の申し出や同趣旨の意見が多数の場合は、公述時間を制限したり、公述人を選定することがあります。なお、当日の公述人が決まりしだい、その結果を本人に通知します。

公聴会の傍聴

公聴会を傍聴したい人は、公聴会の当日、直接会場にお越しください。なお、傍聴人は発言できません。また、満席の場合は、傍聴をお断りすることがあります。

公聴会の開催の取りやめ

公述の申し出がなかった場合は、公聴会の開催を取りやめますので、傍聴したい人は、県、市に開催の有無について事前にご確認のうえご来場ください。

問い合わせ 建設課 62-1130
県土木部都市計画課 087-832-3557



11月ともなりますと、夕暮れがめっきりと早くなつたことを感じます。それとともに、子どもたちの帰宅時間がより心配な時期にもなつてきました。

日頃は、青少年の健全育成にご支援・ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

今月は、自転車の罰則規定について載せます。皆さんはこの規定については既にご承知のことと思いますが、香川県警察本部交通部のパンフレットより引用します。

その中に、「自転車は道路交通法では車両です。したがって、悪質な交通違反は罰せられます」とあります。してはいいけない主な行為として、

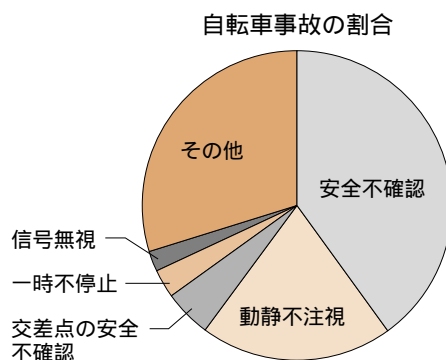
- 右側通行 信号無視
- 並進 一時不停止
- 二人乗り 右左折方法違反
- 片手運転

(傘さし、携帯電話等)

この図から見ると、確認をしなかつたり、不注意であつたりと、ほんのちよつとした心の緩みが事故につながっているのではないのでしょうか。

育成センターの補導の中で、自転車の二人乗りや二列並進を見かけることが時々あります。そのつど温かい声かけにより、注意を促すとともに、道路交通法の改定もあわせて伝えていきます。

自転車は簡便な交通手段です。一人ひとりの心がけや、すれ違う周りの人への思いやりにより、事故を未然に防ぐことができますと思います。



無灯火 飲酒運転
があげられています。
自転車事故の原因(平成13年～17年)をグラフに表すと、次のようになります。